## 令和6年度

# 学童保育所 利用案内

(八女市放課後児童健全育成事業)



みどりちゃん (八女市公式キャラクター)

八女市 健康福祉部 子育て支援課 〒834-8585 八女市本町 647 番地

TEL: 0943-23-1351 (直通)

MAIL: kosodateshien@city.yame.lg.jp

#### ■学童保育所とは

八女市では、児童福祉法に規定する放課後児童健全育成事業として、八女市内全ての小学校区に学童保育所を設置しています(「学童保育所一覧」は4ページ)。

学童保育所とは、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えてその健全育成を図るために設置された施設です。実施主体は八女市で、社会福祉法人等に委託して運営しています。

#### ■学童保育所の利用について

学童保育所の開所日、開所時間は次のとおりです。

開所日	平日(月曜~金曜)	土曜日、長期休暇(夏冬春休み)
開所時間	放課後 ~ 午後6時まで	午前7時30分 ~ 午後6時

- ※ 延長保育…19時まで
- ※ 閉所日…日曜日、祝日、年末年始(12月29日から翌年1月3日)

#### ■入所申請の要件について

入所申請ができるのは、次の(1)、(2)の要件を満たす児童の保護者です。

- (1) 八女市内の小学校に就学している児童
- (2) 以下の理由により、放課後等に家庭において保育ができない児童
  - ・ 就労(就学)…月当たりの就労(就学)時間が60時間以上であること
  - 妊娠、出産 …出産予定日の前2カ月から出産日の後2カ月
  - •疾病、障がい…保護者の病気、負傷又は心身の障害
  - 介護、看護 …同居又は長期入院している親族などの介護、看護
  - その他 …上記に類する状態として市長が認めるもの
- ※ 「育児休業中」や「求職活動中」の場合は入所の対象になりません。

### ■入所申請に必要な書類について

入所申請に必要な書類は以下のとおりです。

- (1) 学童保育所入所申請書
- (2)保育を必要とする理由を証明する書類(学童保育所入所申請書の裏面に記載)
- (3)申請児童の障害者手帳あるいは特別児童扶養手当証書の写し(該当する場合のみ)
- ※ (1)は児童ごとに、(2)は保護者ごとに1枚ずつ提出してください。

#### ■入所申請期間について

#### 令和5年11月1日(水)~11月30日(木)

- ※ 上記期間分を4月1日から利用可能な第1次選考の対象とします。
- ※ 夏休みなど長期休業期間中のみ利用する場合も上記期間内に提出してください。

#### ■入所申請書提出先について

新規利用申請…八女市役所 子育て支援課 こども保育係

または各支所市民生活福祉係(黒木支所は生活福祉係、以下同じ)

継続利用申請…現在利用中の学童保育所もしくは上記窓口(八女市役所本庁または 各支所)

#### ■入所決定について

学童保育所入所申請書等の内容を審査し、1月下旬に結果通知を発送します。 途中入所申請分は随時、結果通知を発送します。

※ 利用定員を超える入所申請があった場合は、八女市の選考基準により保育の必要性の高い児童から入所決定します。

#### ■各学童保育所への必要書類の提出について

八女市から「学童保育所入所承諾通知書」が届きましたら、入所先の各学童保育所 へ必要書類を提出してください(必要書類の詳細は各学童保育所へお尋ねください)。

## ■保護者負担額(利用料金)について

利用料金は下表のとおりです。<u>利用料金は、入所先の各学童保育所に直接お支払い</u>いただきます。

区分	育成費	運営費
通年で利用する場合(8月を除く月)	月額 4,000 円	月額 1,500 円
通年で利用する場合(8月)	月額 5,500 円	月額 1,500 円
春季休業期間のみ利用する場合(4月)	2,000円	750円
夏季休業期間のみ利用する場合	6,500円	2,000円
冬季休業期間のみ利用する場合	2,000円	1,000円
春季休業期間のみ利用する場合(3月)	2,000円	750円

- ※ 育成費については、次のいずれかに該当する場合、減額となる制度があります。
  - (1)生活保護を受給している方…育成費の全額を免除
  - (2) 市民税が非課税世帯の方 …育成費の半額を免除
  - (3) 就学援助を受給している方…育成費の半額を免除

#### ■利用の流れ

# 入所申請

#### ■提出する書類

- (1)「学童保育所入所申請書」
- (2)「保育を必要とする理由を証明する書類」
- ■入所申請期間 11月1日から11月30日まで
- ■提出先
  - ・新規利用申請 … 八女市役所子育て支援課または

各支所市民生活福祉係

・継続利用申請 … 現在利用中の学童保育所もしくは

上記窓口(八女市役所本庁または各支所)

#### 審査

○利用定員を超える入所申請があった場合は、八女市の選考基準 により保育の必要性の高い児童から入所決定します。

## 承諾·保留通知 発送

### 各学童にて 入所手続き

#### ■結果通知 1月下旬に発送

#### ■通知内容

·入所決定の場合 ··· 「**学童保育所入所承諾通知書**」を郵送

します。各学童保育所での入所手続き を行ってください。(手続きの詳細は 各学童保育所にお尋ねください)

·入所保留の場合 ··· 「**学童保育所入所保留通知書**」を郵送

します。「学童保育所入所辞退届」を提出 しない限り、年度内は希望学童保育所の

選考対象者となります。

#### 入所開始

〇通年利用での申請の場合、4月1日から学童保育所を利用できます。

#### ■途中入所申請について

途中入所申請(毎月1日入所)は、原則として、『通年利用』の場合は利用希望月 の前月10日まで(土日祝の場合は前開庁日、以下同様)、『長期休業期間のみの利用』 の場合は入所開始日(長期休業初日)の前月末日までに入所申請に必要な書類を八女市 役所子育て支援課または各支所市民生活福祉係に提出してください。

#### 【 例 】(令和6年度の場合)

<通年利用>

5月1日に入所を希望

→ 4月10日までに必要な書類を提出

<長期休業期間のみ利用>

夏休みに入所を希望

→ 6月28日までに必要な書類を提出

冬休みに入所を希望

→11月29日までに必要な書類を提出

春休み(3月)に入所を希望 → 2月28日までに必要な書類を提出

※令和6年度は6月30日が日曜日、11月30日が土曜日のため、夏休み、冬休 みは前月末日の前開庁日が申請期限となります。下記の退所についても同様です。

### ■学童保育所の退所について

学童保育所を退所される場合には、原則として、『通年利用』の場合は**退所希望月の** 10日まで(\*\*)、『長期休業期間のみの利用』の場合は入所開始日(長期休業初日)の前 月末日までに「学童保育所退所届」を八女市役所子育て支援課または各支所市民生活 福祉係に提出してください。合わせて、在籍する学童保育所への連絡もお願いします。

#### 【 例 】(令和6年度の場合)

<诵年利用>

4月末で退所したい

→ 4月10日までに退所届を提出

<長期休業期間のみ利用>

夏休みは利用しない

→ 6月28日までに退所届を提出

冬休みは利用しない

→11月29日までに退所届を提出

春休み(3月)は利用しない → 2月28日までに退所届を提出

※ 急なお引越し等やむを得ない事由がある場合を除きます。退所届の提出時期によ っては、翌月分の利用料金の引き落としの停止処理が間に合わない場合がありま す。利用料金の引き落としや還付については各学童保育所へお尋ねください。

## ■学童保育所一覧

施設名	所在地	電話番号
福島小学校区学童保育所	八女市本町 657 番地	0943-22-7292
長峰小学校区学童保育所	八女市吉田 638 番地 1	0943-22-6670
上妻小学校区学童保育所	八女市津江 390 番地 1	0943-22-6671
三河小学校区学童保育所	八女市酒井田 486 番地 1	0943-22-6878
八幡小学校区学童保育所	八女市新庄 385 番地	0943-23-7363
忠見小学校区学童保育所	八女市忠見 980 番地	0943-22-5988
川崎小学校区学童保育所	八女市山内 769 番地	0943-22-4210
岡山小学校区学童保育所	八女市鵜池 302 番地	0943-22-4892
上陽北汭学園区学童保育所	八女市上陽町北川内 910 番地	0943-54-3171
黒木小学校区学童保育所	八女市黒木町桑原 26 番地	0943-42-0045
黒木西小学校区学童保育所	八女市黒木町本分 38 番地 1	0943-42-0256
木屋学童保育所	八女市黒木町木屋 2422 番地	0943-42-0218
立花小学校区学童保育所	八女市立花町谷川 1058 番地	0943-37-0077
筑南小学校区学童保育所	八女市立花町北山 2840 番地 1	0943-23-3080
星野小学校区学童保育所	八女市星野村 12075 番地 1	0943-52-2505
あゆみ学童保育所	八女市黒木町本分 1318 番地 1	0943-42-3550
矢部清流学園区学童保育所	八女市矢部村北矢部 11047 番地 2	0943-47-2070